

保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(保育士資格等取得支援事業)

(通則)

第1 県の交付する保育対策総合支援事業費補助金(保育士資格等取得支援事業)については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この統合補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育を支える保育士の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第3 この統合補助金は、令和6年8月20日付子第359号島根県健康福祉部長通知「保育対策総合支援事業の実施について」の一部改正についての別添3「保育士資格等取得支援事業実施要綱」の第2に定める以下の各号の事業を交付の対象とする。

- (1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- (2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
- (3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
- (4) 保育所等保育士資格取得事業
- (5) 保育士試験による保育士資格取得支援事業
- (6) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

(交付額の算定)

第4 この補助金の交付額は、別表の第1欄の事業について、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ないほうの額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(事業実施計画書の提出等)

- 第5 本補助金の交付を受けようとする者(松江市に所在する施設及び松江市に住所を有する者を除く。ただし、平成30年3月31日までに実施計画書を提出した場合には、この限りではない。)(以下「申請者」という。)は、第3の(1)から(4)に掲げる事業にあつては、各事業の対象者が、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設の受講を開始した日の属する年度の12月末日までに、第3の(5)に掲げる事業にあつては、事業の対象者が保育士試験受験講座の受講を開始した日の属する年度の12月末日までに、第3の(6)に掲げる事業にあつては、事業の対象者が、免許取得に係る科目等の受講を開始した日の属する年度の12月末日までに事業ごとに定める事業実施計画書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、事業実施計画書を受理した場合、内容の審査を行い、本補助金の対象の可否を速やかに決定するものとする。
- 3 知事は、前項により本補助金の対象と認めた場合には、当該事業実施計画書を承認し、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第6 本補助金の交付申請は、第5の規定による承認を受けた後、以下の各号に定める日までに行わなければならない。
- (1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで(勤務を開始した日が本要綱の施行日より早い場合は、令和7年1月末日まで)
- (2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業(養成施設受講料等の補助に係る補助に限る)
対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで(勤務を開始した日が本要綱の施行日より早い場合は、令和7年1月末日まで)
- (3) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業(代替保育従事者雇上費に係る補助に限る)
対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで(勤務を開始した日が本要綱の施行日より早い場合は、令和7年1月末日まで)
- (4) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで(勤務を開始した日が本要綱の施行日より早い場合は、令和7年1月末日まで)

(5) 保育所等保育士資格取得事業

対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで(勤務を開始した日が本要綱の施行日より早い場合は、令和7年1月末日まで)

(6) 保育士試験による保育士資格取得支援事業

対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで(勤務を開始した日が本要綱の施行日より早い場合は、令和7年1月末日まで)

(7) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業（大学受講料等の補助に係る補助に限る）

対象者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで(勤務を開始した日が本要綱の施行日より早い場合は、令和7年1月末日まで)

(8) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業（代替幼稚園教諭雇上費に係る補助に限る）

対象者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで(勤務を開始した日が本要綱の施行日より早い場合は、令和7年1月末日まで)

2 補助金交付申請は、以下の各号に定める書類を知事に提出し行うものとする。

(1) 交付申請書（様式第2号）

(2) 保育対策総合支援事業費補助金所要額調書（様式第3号）

(3) 事業ごとに定める完了報告書（様式第4号）

(4) 当該補助金に係る収支決算（見込）書抄本（様式第5号、申請者が個人の場合は除く。）

(5) その他交付申請に当たって必要と認められる書類

（補助金の交付の決定）

第7 知事は、第6の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に通知することができる。

（実績報告）

第8 補助金等交付規則第10に定める報告は、第6の2の(3)の提出をもつ

て報告があったものとみなす。

(補助金の額の確定)

第9 知事は、第7の補助金の交付の決定の後、補助金の額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10 第9の規定により、補助金の額の確定の通知を受けた申請者は、請求書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の補助金請求書を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金に係る消費税仕入控除税額の報告)

第11 補助事業者が消費税法(昭和63年法律第108号)における課税事業者である場合、補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(以下「消費税等仕入控除税額」という。)が確定したときは、消費税等仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合で、補助金を返還させることが相当であると認める場合は、当該消費税等仕入控除税額相当額の補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第12 特別の事情により、第4、第5、第6及び第10に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、平成28年6月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年8月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年10月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和元年 11 月 13 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 3 年 1 月 28 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 3 年 12 月 6 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 5 年 1 月 26 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 5 年 12 月 11 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 6 年 10 月 15 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表

1区分	2基準額		3対象経費
<p>間接補助事業</p> <p>保育士資格取得支援事業</p>		<p>1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等</p> <p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2</p> <p>ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 ・ 「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 ・ 試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円 <p>(2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり7,690円</p>	<p>養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学料、受講料、上記経費の消費税及び代替保育従事者雇上費</p>
		<p>2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 養成施設受講料等</p> <p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2</p> <p>ただし、1人当たり上限100,000円</p> <p>(2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり7,690円</p>	<p>同上</p>
		<p>3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業</p> <p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2</p> <p>ただし、1人当たり上限100,000円</p>	<p>同上</p>
		<p>4. 保育所等保育士資格取得支援事業</p> <p>指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2</p> <p>ただし、以下の上限あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 ・ 試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 ・ 試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円 	<p>同上</p>
		<p>5. 保育士試験による資格取得支援事業(うち受験対策学習費用補助事業)</p> <p>保育士試験受験のための学習に要した経費の1/2</p> <p>ただし、上限150,000円</p>	<p>保育士試験受験講座の受講に要する費用であって、当該講座を開講している事業者が証明する当該事業者に対して支払われた入学料、受講料及び上記経費の消費税</p>
		<p>6. 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業</p> <p>(1) 幼稚園教諭を養成する大学受講料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教諭を養成する大学の受講に要した経費の1/2 ただし、1人あたり上限100,000円 <p>(2) 代替幼稚園教諭雇上費 1人1日当たり 7,690円</p>	<p>幼稚園免許状を取得するために必要な大学等の入学料、受講料(面接授業料、教科書代及び教材費を含む。)、上記経費の消費税及び幼稚園</p>

			教諭の代替に伴う雇 上費
--	--	--	-----------------